

特別会計見直しの考え方について

所管	経済産業省	会計（勘定）	貿易再保険特別会計（一）
----	-------	--------	--------------

（１）行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）について

① 措置内容

3 特別会計改革

（２）特別改革の具体的方針

ウ ⑧ 貿易再保険特別会計については、先進国向け短期保険分野等への一層の民間参入の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改革につき、今後 3 年を目途に検討し、結論を得る。

② これに対する現時点での考え方

貿易保険分野への民間参入については、政府として組合包括保険制度を見直し選択制とする等の制度環境整備を実施しており、既に 10 社を超える民間損害保険会社の参入が実現。民間損保会社への販売業務の委託や、日系損保海外拠点で販売する貿易保険の再保険引受けも実施。

更に、（独）日本貿易保険の業務の効率化に向けて、民間損保会社が全国の販売拠点で販売する貿易保険を NEXI が引き受けられるよう、貿易保険法改正を検討中。

（２）特別会計改革の基本方針（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）について

これに対する現時点での考え方（これに即した対応が困難と考える場合には、その理由を明記。）

【措置内容】

特別会計改革の工程表

⑭ 貿易再保険特別会計については、平成 27 年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険（NEXI）に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成 25 年の通常国会に法案を提出するものとする。

【現時点での考え方】

（下記参照）

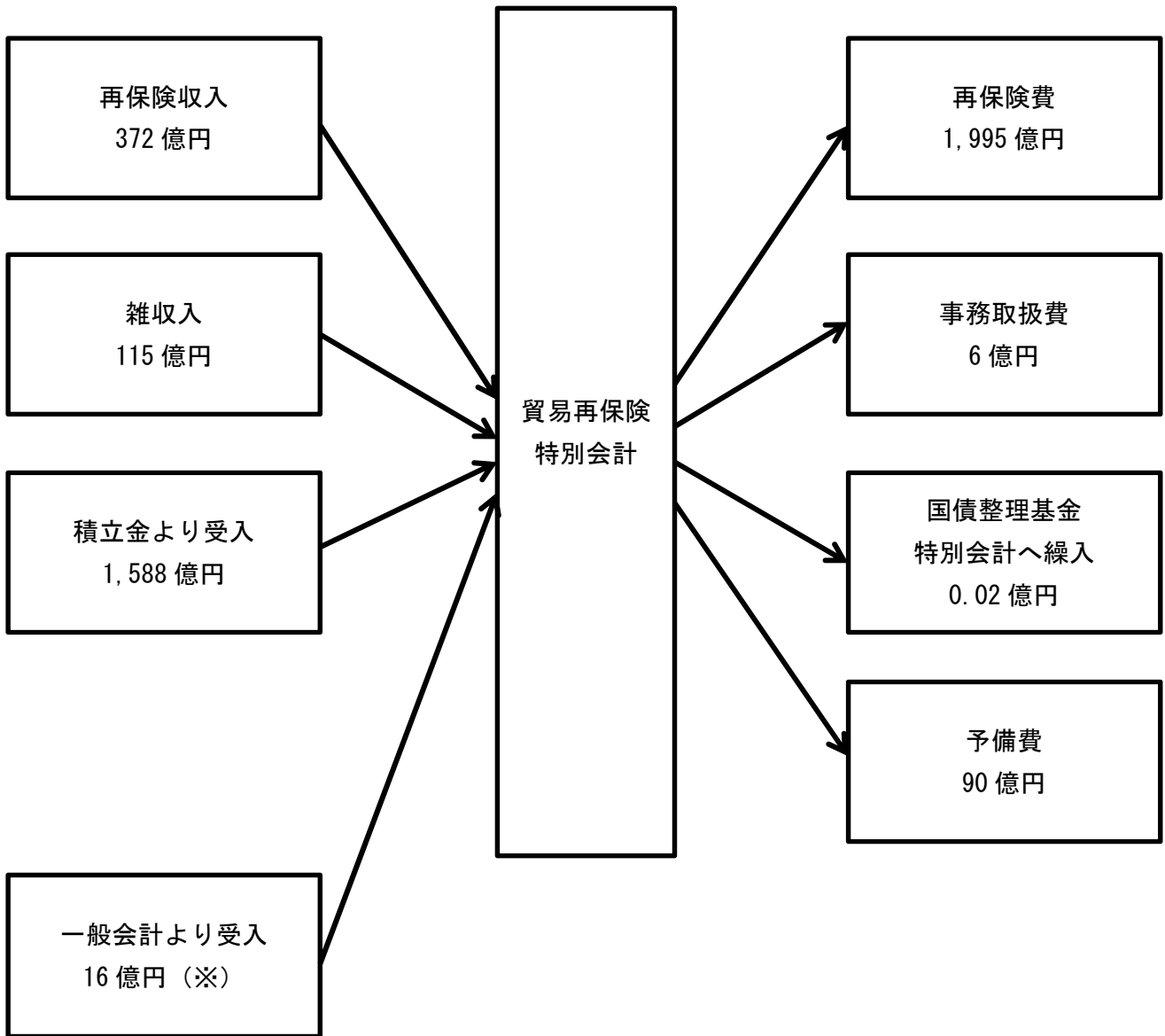
（３）（１）～（２）を踏まえた各府省としての特別会計見直しの考え方について

本特別会計の平成 27 年度末までの廃止、平成 25 年の通常国会提出を内容とする上記（１）の方針は、「平成 25 年度予算編成の基本方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）により凍結されたところ。本年秋以降、独立行政法人制度の在り方について政府及び与党において議論が行われる予定であり、本特別会計を移管するものとされた独立行政法人 日本貿易保険の在り方についても議論されることから、本特会の在り方については、これらの議論の動向を踏まえて検討し、結論を得る。

なお、日本貿易保険がインフラ輸出や企業の海外展開を支援する役割を期待される一方で、組織体制が脆弱で利用者のニーズに応え切れていないとの批判があるところ。独立行政法人改革においては、保険引受という金融ビジネスに相応しい会社法に基づく厳格なガバナンスを導入すると共に、企業の海外ビジネスニーズやインフラ輸出支援という政策課題に合わせて保険制度を拡充できるよう予算管理及び組織・事務の機動性を確保できる制度とすることが望ましい。

会 計	貿易再保険特別会計	勘 定	—		
担当府省	経済産業省	担当部局・課室	貿易経済協力局貿易保険課	作成責任者	小野 洋太

設 置 の 経 緯 (沿 革 及 び その後の変遷)	昭和 25 年、輸出信用保険の制度創設に伴い、輸出信用保険特別会計制度を創設。昭和 28 年及び 62 年における 2 度の名称変更を経て、平成 13 年から貿易保険引受業務の独立行政法人化に伴い貿易再保険特別会計と改組。
設 置 の 趣 旨	—
制 度 / 事 業 の 概 要	<p>【目的】 貿易再保険事業の経理を明確化するため。</p> <p>【制度／事業内容】 世界的な経済変動にかかわらず貿易・投資等の国境を越え経済活動を安定的に支援するため、利用者からの保険料を原資として、超長期で収支相償となるよう貿易保険事業を実施するもの。</p>
一 般 会 計 ・ 他 勘 定 と 区 分 経 理 し て い る 理 由	<p>【1 一般会計と区分経理している理由】 貿易保険制度は、利用者からの保険料を原資としつつ長期収支が均衡するよう独立採算で運営。これは、国際ルール及び利用者の負担の両面から不可欠の要請であり、保険収支の透明性（料率の妥当性）を担保するため、区分経理している。</p> <p>【2 受益と負担の関係】 貿易保険制度の受益者は、貿易保険に加入し事故時に保険金を受け取る輸出者等（被保険者）であり、そのコスト負担者も保険料を払い込む当該被保険者であることから、受益者自身がコストを負担するという明確な関係性がある。</p> <p>【3 他勘定と区分経理している理由】 —</p> <p>【4 一般会計とは異なる財務会計処理の有無及びその内容】 保険料による独立採算（長期収支の均衡）の要請に加え、予測困難な巨額の保険金支払が生じた場合も、国の負う保険責任を踏まえ確実かつ速やかに資金手当する必要がある。このため、一時的な資金需要には、一般会計からの補てんではなく、積立金の取崩しや借入で資金手当するとともに、一時的な余剰は将来の支払準備として積み立てるなど、一般会計と異なる財務会計上の処理を行っている。</p>
そ の 他 特 記 事 項	



※重債務貧困国等に対する債務削減の国際合意に基づき、政策的判断で債権放棄を行ったもの（ODA）
特別会計法に基づき、その影響額を一般会計から繰り入れるもの（ODA）

特別会計で実施する事務事業の概要（歳入・歳出概要）

1. 歳 入

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
再保険料収入	348	248	301	350
回収金	27	14	21	22
一般会計より受入	16	16	16	16
積立金より受入	1,008	1,321	1,123	1,588
雑収入	114	113	113	115
独立行政法人納付金収入	-	-	307	-
前年度剰余金受入	492	-	-	-
歳 入 合 計	2,005	1,712	1,881	2,091

2. 歳 出

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
再保険費	1,416	1,615	1,785	1,995
事務取扱費	7	7	6	6
国債整理基金特別会計へ 繰入	0.05	0.04	0.03	0.02
一般会計へ繰入	492	-	-	-
予備費	90	90	90	90
歳 出 合 計	2,005	1,712	1,881	2,091

（注）予算額は、補正後予算額である。

3. 定員の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年度末定員数（人）	32	32	31	29
前年度比増▲減	-	0	▲1	▲2

【1. 剰余金の推移】

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算時の歳入歳出差額	0	0	0	0	0
決算における剰余金額	870	322	393	684	-
(処理方法)					-
積立金への積立	378	322	393	684	-
翌年度歳入への繰り入れ	492	-	-	-	-
一般会計歳入への繰り入れ	0	-	-	-	-

(参考) 一般会計からの繰り入れ実績

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般会計からの繰入額(実績)	24	16	16	16	16

<一般会計からの繰り入れの名目、用途等>

国際合意に基づき、政策的判断で国が重債務貧困国等に対する債務削減の債権放棄を行った場合に限り、特別会計法に基づき、当該債務削減により生ずる影響額相当分を一般会計から貿易再保険特別会計に繰り入れを実施。

【2. 剰余金の発生理由】

保険料により長期収支が均衡するよう運営する貿易保険制度の下、当該年度において、保険事故の発生が少なかった場合、再保険金等の支払が、再保険料及び回収金等の収入を下回ることにより剰余金が発生する。

<24年度決算剰余金の詳細>

再保険料収入(298億円)、回収金(50億円)、独立行政法人納付金収入(325億円)等の収入から再保険費(90億円)、事務取扱費(5億円)等の支出を差し引いた金額。

【1. 積立金の名称】 積立金

【2. 積立金を保有する目的】 将来の再保険金の支払いのため積み立てるもの。

【3. 積立金の原資】 保険利用者からの保険料を原資としている。

【4. 積立金の推移】

(単位：億円)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末予定
積立金額	7,058	7,436	7,758	8,152	8,836
対前年度比較増▲減	-	378	32	393	684

【5. 積立金取り崩しの実績】

年度	取り崩し理由	金額(億円)
該当なし		

剰余金

積立金

資産・負債の状況（平成 23 年度特別会計財務書類）

（単位：億円）

《22年度》 《23年度》 < 資産の部 >

7,758	8,152	現金・預金
322	393	うち政府預金
7,436	7,758	うち財投預託金
595	518	未収金
2	1	未収収益
▲ 165	▲ 163	貸倒引当金
0	0	有形固定資産
0	0	物品
0	0	無形固定資産
3,036	3,303	出資金
11,228	11,810	資産の部合計

< 負債の部 > 《23年度》 《22年度》

未払金	0	0
支払備金	193	384
未経過再保険料	540	510
賞与引当金	0	0
異常危険準備金	5,452	4,993
退職給付引当金	9	9
負債の部合計	6,196	5,898
資産・負債差額	5,614	5,330
負債及び資産・負債差額の部合計	11,810	11,228